

世田谷区監査委員告示第2号

令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年3月7日

世田谷区監査委員	田	中	文	子
同	中	根	秀	樹
同	下	山	芳	男
同	高	橋	昭	彦

改善要望事項に対する措置状況

適正な会計事務を求めるもの

【改善要望事項】

本庁舎等整備工事に係る令和4年度分の工事代金の支払いにおいて、執行日の誤認により年度内に相手方に着金しないことが判明したことから、当該支出については後日相手方からの戻入を前提とし、相手方からの請求書に基づかない起案決定のみにより、年度内に着金するよう工事代金を一時的に二重で支出した事例について、本件は公金に対し多大なリスクが生じており、少額ではあるが、戻入に伴う手数料が発生していることは極めて不適切である。

今後は事務の役割分担を行う際に重要となる情報共有を密に行い相互の状況を逐一把握するとともに、改めて会計事務規則等に則った事務処理を徹底すること。

【措置状況】

本件において、指摘の工事代金を一時的に二重に支出したことに関しては、相手方からの戻入を前提に、関係各課と協議を行った上での判断であった。

今回の事態が生じた要因は、支出命令処理時に、区としての支払い処理を行う「執行予定日」の意味を、相手方への着金日と誤認したために起こったものであり、かつ担当者間で、相手方着金までの所要日数を事前に確認しなかったためである。

今後このようなことが二度と発生しないよう、適正な処理を共有するとともに、「執行予定日」の意味についても周知徹底を図ったところである。引き続き、公金の適正な支出を図るため、会計事務規則に則った事務処理を徹底する。

適正な補助金事務を求めるもの

【改善要望事項】

補助金交付にかかる手続きにおいて、予算書に申請額と同規模以上の予備費及び繰越金の記載がある団体からの補助金交付申請に対し、交付を行っているが、予備費について相当な理由があると言い難い事例、及び交付決定に際し十分な検証がなされていたと言い難い事例が見受けられた。

補助金の交付にあたっては、常にその必要性、有効性等を十分に検証し、区民に対して費用対効果などの説明責任が十分に果たされるように執行していく必要があり、今後も補助金の有効性を十分に検証のうえ適切に執行されたい。

【措置状況】

(1)生涯学習課

本補助金の今後の運用については、当該団体が自主性や主体性を発揮できるよう、補助要綱の改正等に取り組むとともに、引き続き、補助制度の適切な運用に努める。

特に、繰越金または予備費が補助申請額を超える場合は、区の支援によることなく、自主活動が可能であると考えられることから、補助額の減額など必要な措置を講じるとともに、繰越金等の有効活用策はもとより、活動内容やその手法、団体の運営方法等の改善策等を提案・助言していく。

令和6年度以降の補助金申請にあたっては、申請団体から前年度の執行状況や翌年度の事業計画及び事業予算等について年度末までにヒアリングを行い、適正な補助金活用となるよう内容について助言・指導を行う。

(2) 教育研究・ICT推進課

指摘の「必要性や有効性の検証が不十分な補助金額を交付したこと」については、補助金申請団体の担当者が毎年交替しており、担当者間での申請事務における申し送りが不十分であったことから、補助金への申請を減額させると後の予算配当が大幅に削減されてしまうのではないかという考えや、新型コロナウイルス感染症の5類移行後に補助金対象事業活動が活性化し、積み上げられた予備費が執行できるであろうといった見込みの甘さがあったことにより生じた。

また、本課においても、補助金交付申請書の精査や団体への聞き取りが不十分であったためである。

既に当該団体と協議をし、令和5年度の補助金対象事業を積極的かつ効果的に拡大・実施して、交付を受けた補助金の効果を発揮できるように事業活動へ取組むことと、令和6年度の補助金交付申請手続き時には、5年度決算の繰越金と6年度予算の予備費を吟味し、不必要な予備費が積み上がらぬよう、交付申請額の一部減額もしくは申請の停止をすることを指導した。